

誓約書

一般社団法人 HiBD 研究所 代表理事 様

当社（当法人）（以下「当社」という。）は、貴研究所との取引にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 貴研究所より交付（ホームページ経由を含む）された「不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分について」を理解し、不正（不適切な行為を含む）には関与しません。
2. 当社に、不適切な行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
3. 貴研究所の研究者および職員等から不適切な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報します。
4. 貴研究所における調査等において、取引帳簿の閲覧や提出等の要請があった場合は、速やかに協力します。

以上

平成 年 月 日

(所在地)

(社名または法人名)

(代表者職・氏名)

印

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分について

一般社団法人HiBD研究所

1 取引停止等の処分の対象

- (1) 契約の履行に当たって、故意に工事・製造を粗雑にした者、物件の品質・数量に関して不正な行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者、不正な利益を得るために連合した者
- (3) 契約者が契約を履行すること、または落札者が契約を結ぶことを妨げた者
- (4) 監督または検査の実施に当たって、研究者や職員の職務を妨げた者
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- (6) 契約の履行に当たって、上記に該当する事実があった後2年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 処分方針

- (1) 随意契約者
「1」に掲げる事実があった後、2年間契約の相手方として制約する。
- (2) 一般競争入札参加者および指名競争入札参加者
「1」に掲げる事実があった後、2年間競争に参加させない。